

平成20年12月17日

部局等の長，関係教員 各位

理事・副学長（経営担当）

牟田 博光

特任教授，特任准教授又は特任講師の
称号の付与に係る合議について(通知)

このことについて，国立大学法人東京工業大学非常勤教員等の称号の付与に関する規則の改正（施行：平成21年1月1日）により，特任教授，特任准教授又は特任講師の称号の付与については，その妥当性について学長の指名する理事・副学長と合議することとなりました。

つきましては，小職が学長から指名されましたので，お知らせします。

また，合議は，施行日（平成21年1月1日）以降に教授会等に付議されることとなる称号付与について，下記書類により，部局長又は選考委員会委員長と行うことといたしますので，併せてよろしくお取り計らい願います。

記

選考報告書，略歴調書及び業績調書
（教授会等付議資料と同様の資料）

【本件問合せ先】

総務部人事課人事企画グループ

唐澤 節

内線：2046

jin.kik@jim.titech.ac.jp

国立大学法人東京工業大学非常勤教員等の称号の付与に関する規則一部改正理由

本改正は、特任教授等の称号の付与にあたって、教授会等の審議前において学長の指名する理事・副学長と事前に合議することとするに伴い所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京工業大学非常勤教員等の称号の付与に関する規則一部改正案新旧対照表

アンダーラインの部分が改正点である。

改正案		現行	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）に勤務する非常勤の教員並びに研究員及び外国人教師（以下「非常勤教員等」という。）に付与する称号に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(称号)</p> <p>第2条 次の表の第1欄に掲げる非常勤教員等のうち大学の常勤の教授、准教授、講師又は助教と同等以上の資格があると認められる者には、同表第2欄に掲げる称号を付与することができる。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）に勤務する非常勤の教員並びに研究員及び外国人教師（以下「非常勤教員等」という。）に付与する称号に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(称号)</p> <p>第2条 次の表の第1欄に掲げる非常勤教員等のうち大学の常勤の教授、准教授、講師又は助教と同等以上の資格があると認められる者には、同表第2欄に掲げる称号を付与することができる。</p>	
第 1 欄	第 2 欄	第 1 欄	第 2 欄
外部資金若しくは競争的資金による研究費（大学に経理を委任された研究費に限る。）により実施する事業又は大学が規則を定めて行う特定の事業における教育研究を担当する教員	特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教	外部資金若しくは競争的資金による研究費（大学に経理を委任された研究費に限る。）により実施する事業又は大学が規則を定めて行う特定の事業における教育研究を担当する教員	特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教
次に掲げる研究を行う研究員 イ 共同研究 ロ 受託研究 ハ 共同研究プロジェクト体における研究 ニ 百年記念館における資料の調査研究		次に掲げる研究を行う研究員 イ 共同研究 ロ 受託研究 ハ 共同研究プロジェクト体における研究 ニ 百年記念館における資料の調査研究	
特別研究教育教員		特別研究教育教員	
連携大学講座又は準連携大学院講座を担当する教員		連携大学院講座又は準連携大学院講座を担当する教員	
客員講座若しくは客員研究部門又は準客員研究部門を担当する教員	客員教授又は客員准教授	客員講座若しくは客員研究部門又は準客員研究部門を担当する教員	客員教授又は客員准教授
カウンセリング又は相談業務等を担当する教員		カウンセリング又は相談業務等を担当する教員	
外国人教師		外国人教師	

2 前項の称号のうち、特任教授、特任准教授及び特任講師の称号の付与にあつては、部局等の長（各大学院の研究科長（大学院理工学研究科長を除く。）、大学院理工学研究科の各学系長、各附置研究所長、各学内共同研究教育施設等の長、企画立案組織の長及び外部資金又は競争的資金による各プログラム等の責任者をいう。）は、称号付与の妥当性について、学長の指名する理事・副学長と合議するものとする。

（称号の付与）

第3条 称号の付与は、教授会又はセンター運営委員会等の議に基づき、学長が行う。

（通知）

第4条 称号は、文書にその旨を明記して本人に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

（称号の付与）

第3条 称号の付与は、教授会又はセンター運営委員会等の議に基づき、学長が行う。

（通知）

第4条 称号は、文書にその旨を明記して本人に通知するものとする。